

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 12月の主な成立法令一覧
3. 12月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 12月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最一判平成17年6月2日 判タ1183号234頁（平成16年（受）第29号 自動車損害賠償法に基づく損害てん補請求事件）

→法務速報50号8番で紹介済。

(2) 最三判平成17年7月19日判時1906号1頁 平成16年（受）965号 過払金等請求事件 破棄差戻

→法務速報51号8番で紹介済。

(3) 最二判平成17年11月21日 最高HP平成16年（受）第1434号 損害賠償請求事件

船舶の衝突によって生じた損害賠償請求権の消滅時効は、民法724条により、被害者が損害及び加害者を知った時から進行する（棄却）

（理由）

民法724条は、不法行為の被害者が損害及び加害者を現実に認識していない場合があることから、被害者が加害者に対して損害賠償請求に及ぶことを期待し得ない間に消滅時効が進行し、その請求権が消滅することのないようにするため、債権一般について消滅時効の起算点を規定する同法166条1項の特則を設け、「損害及び加害者を知った時」と規定したのであると解される（最高裁平成8年（オ）第2607号同14年1月29日第三小法廷判決・民集56巻1号218頁参照）。船舶の衝突によって損害を被った被害者が不法行為による損害賠償請求権を行使する場合においても、同条の趣旨はそのまま当てはまる。

商法798条1項は、船舶の衝突によって生じた債権は1年を経過したときは時効によって消滅すると規定しているが、消滅時効の起算点については何ら規定するものではなく、消滅時効の期間について民法724条の特則を設けたにすぎないものというべきである。</p>

(4) 最二判平成17年11月21日 最高HP 平成17年（受）第721号 診療費等請求事件（棄却）

公立病院における診療に関する債権の消滅時効期間は、民法170条1号により3年と解すべきである

（理由）

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。</p>

(5) 最一判平成17年12月8日 最高HP平成17年（受）第715号 損害賠償請求事件（棄却）

拘置所に勾留中の者が脳こうそくを発症し重大な後遺症が残った場合について、東京拘置所の職員である医師は、脳こうそくの適切な治療を受ける機会を与えるために、速やかに外部の医療機関に転送すべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、適切な治療を受ける機会を失わせたなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づいて、慰謝料等を請求する事案において、国家賠償責任が認められなかった事例

（理由）

勾留されている患者の診療に当たった拘置所の職員である医師が、過失により患者を適時に外部の適切な医療機関へ転送すべき義務を怠った場合において、適時に適切な医療機関への転送が行われ、同病院において適切な医療行為を受けていたならば、患者に重大な後遺症が残らなかった相当程度の可能性の存在が証明されるときは、国は、患者が上記可能性を侵害されたことによって被った損害について国家賠償責任を負うものと解するのが相当である（最高裁平成9年（オ）第42号同12年9月22日第二小法廷判決・民集54巻7号2574頁、最高裁平成14年（受）第1257号同15年11月11日第三小法廷判決・民集57巻10号1466頁参照）が、本件においては、患者を速やかに外部の医療機関に転送したとしても、患者の後遺症の程度が軽減されたというべき事情は認められないのであるから、上告人について、速やかに外部の医療機関への転送が行われ、転送先の医療機関において医療行為を受けていたならば、上告人に重大な後遺症が残らなかった相当程度の可能性の存在が証明されたということはできない。</p>

(6) 大阪高判平成16年7月6日判時1905号72頁 平成15年（ネ）第3723号 所有権移転登記手続本訴、売買代金返還反訴、賃借権確認等請求控訴事件（一部変更、一部公訴棄却、上告）

不動産がXからA、AからYに転売された場合に、XのYに対する真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続請求がされた事案において、XA間の売買がXの目的外行為であり無効であるときは、民法533条が類推適用され、YはAに対する売買代金の未返還を理由とする同時履行の抗弁権を主張することがで

きるとされ、登記請求を拒絶することは信義則に反し許されないとした原審が変更された事例。</p></div>

(7) 大阪高判平成17年4月28日判時1907号42頁 平成16年(ネ)第1993号、損害賠償請求控訴事件

被控訴人は、本件和解契約締結の時点で、控訴人に対し、全共連から支払われた658万3719円以外に住友海上から自賠責保険の支払がなされていた事実を知っていたものと推認することができる(被控訴人は、被控訴人が自動車損害賠償保障法施行令4条2項の通知を受領していたか否かは不明であるなどと主張するが、本件においてそのような事情を窺わせるに足りる的確な証拠はない。被控訴人の主張は採用することができない。なお、被控訴人は、施行令4条2項所定の通知があったことを遅滞なくA弁護士に告げていれば、赤松 弁護士が、錯誤に陥ることは容易に回避できたというべきであるから、被控訴人が本件和解契約時に上記通知のことを失念していたとしても、被控訴人には、A弁護士の錯誤について重過失があるというべきである。)。また、被控訴人が、A弁護士に対して本件和解契約の締結を委任し、被控訴人の意思に基づいて本件和解契約が締結されたことも明らかである。以上の点からすれば、仮に本件和解契約について被控訴人の代理人であるA弁護士に被控訴人主張のような錯誤があったとしても、被控訴人は控訴人に対してこれを主張することはできないと解すべきである(民法101条2項の類推適用)。</p></div>

(8) 東京高判平成17年8月10日判時1907号42頁 平成17年(ネ)第144号、保証債務履行請求控訴事件

1 融資の時点で破綻状態にある債務者のために保証人になろうとする者は存在しないというべきであるから、保証契約の時点で主債務者がこのような意味での破綻状態にないことは、保証する者の動機として、一般に、黙示に表示されているものと解するのが相当である。

2 そして、融資の時点で当該融資を受けても短期間に倒産に至るような破綻状態にある債務者のために、物的担保を提供したり連帯保証債務を負担しようとする者は存在しないと考えるのが経験則であるところ、控訴人は本件保証契約の締結の意思を確認された当時71歳の高齢で、子もなく2500万円の支払能力はなかったのであるから、もし控訴人が訴外会社の経営状態について上記のような破綻状態にあり現実には保証債務の履行をしなければならぬ可能性が高いことを知っていたならば、唯一の土地建物を担保提供してまで保証する意思はなかったものと認めるのが相当である。したがって、控訴人は、訴外会社の経営状態が上記のような破綻状態にあるものとは全く認識せずに本件保証契約の締結に応じたものというべきであり、本件保証契約にはその動機に錯誤があったことは明らかである。

およそ融資の時点で破綻状態にある債務者のために保証人となろうとする者は存在しないというべきであり、保証契約の時点で主債務者がこのような意味での破綻状態にないことは、保証しようとする者の動機として、一般に、黙示的に表示されているものと解するのが相当である。

加えて、控訴人は何ら訴外会社と取引関係のない情義的な保証人であり、高齢かつ病弱で、担保提供した自宅が唯一の財産であるというのであり、このことは被控訴人においてその調査により認識していたものである。さらに、控訴人は保証人となることに容易に承諾せず、被控訴人篠原支店において丁原次長に対し「この会社は大丈夫ですか。」と確認したところ、丁原次長から「大丈夫です」との返答があったので、これを信じて本件融資について保証人となることを決断したのであるから、訴外会社が破綻状態にはないことを信じて保証するのだという上記の動機が表示されていることは明らかというべきである。

3 控訴人には、本件保証契約の締結に動機の錯誤があったものというべきであり、その動機は本件保証契約締結の際に被控訴人に対し表示されていたものであるから、本家保証契約は要素の錯誤により無効であるというべきである。</p></div>

(9) 仙台地判平成14年3月14日判タ1183号253頁(平成12年(ワ)第1584号 損害賠償請求事件) 請求棄却・控訴(後控訴棄却・確定)

X大学の副手であった訴外Aは、同大学の教授Xから強姦されたと主張して、Xを被告として損害賠償を請求する訴訟を提起した。Yら3名は「仙台性暴力裁判原告支援者の会」発行のパンフレットの発行責任者であるが、Xが学生とのコンパの席上で女子学生に対して行ったセクハラ行為の事実を記載しそれを批判する旨の本件パンフレットを作成し大学内に100部以上を頒布した。そこで、Xは、当該パンフレットの配布により名誉を毀損されたと主張し、Yらに対して不法行為に基づき慰謝料500万円の支払いと謝罪広告の掲載を求めたが、本判決は、本件パンフレットの配布は、公然と事実を摘示しておこなわれたものと認められるが、当該記事は、学生を教育する立場にあるXの大学教授としての適格性に関する事実であるから、公共の利害に関する事実であり、かつ、大学におけるセクシャルハラスメントを根絶することを目的としたものであるから公益を図る目的でされたものであるとし、そのうえ、本件パンフレットに記載されたXの女子学生に対するセクシャルハラスメントに関する記事は、いずれも関係証拠に照らし真実であるとして、Xに対する名誉毀損による不法行為の成立が否定され、本請求が棄却された。</p></div>

(10) 東京地判平成16年10月20日判時1906号60頁 平成14年(ワ)26275号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却 控訴

スキーヤーXとスノーボーダーYとの衝突事故につき、スノーボーダーの一方的な過失によるものであるとして、スノーボーダーの過失相殺の主張を排斥して、スキーヤーの損害賠償請求を認容するとともに、事故の被害者の後遺症を原因とする逸失利益の算定につき、Xの収入は本件事故前後において減少していないとしつつ、これはXがリハビリに励み、保健師の資格を取得するなどの努力をしたためであって、本件事故前後の収入の形式的な比較から逸失利益を

否定するのは相当ではないとして、本件事故後の収入からXの努力によって獲得していると認められる収入部分を控除し、その残額と本件事故前の収入とを比較し、その差額（性質上Xの労働能力喪失割合を反映した数値とする）を逸失利益の計算の前提にするのが妥当であるとして、2352万9750円の限りで（Xの請求する逸失利益は4704万5680円であった）逸失利益を認めた事案。</p></div>

(11) 横浜地判平成17年4月28日判時1903号111頁 平成14年（ワ）3573号（第1事件）・同15年（ワ）1179号（第2事件）・3452号（第3事件） 不当利得返還請求事件 一部認容、一部棄却 控訴

Yらがそれぞれ設置する大学の一般入試や推薦入試に合格し、入学金や授業料等の入学時納付金（以下「学納金」という。）を納付したXらが、入学を辞退するなどし、Yらの設置する大学に入学しなかったため、在学契約の解除を主張し、Yらに対し、不当利得返還請求権に基づき、納付済みの学納金の返還を求めたケース。

本判決は、一般入試の合格者については、入学金は「大学の学生としての地位」を取得する対価であり、合格者がこのような地位を現実取得する4月1日より前に合格者が入学を辞退するなどした場合には、大学が入学金を保持し得る根拠はないとして大学に対する入学金の返還請求を認め、他方、推薦入試の合格者については、大学に入学し得る地位を付与されたことへの対価という側面もあるから、そうした機能を有する権利金として、大学が入学金を保持することも認められないとはいえないと判示した。また、本判決は、授業料等は教育役務の提供を受け又は施設を利用することなどの対価として前払されるものであるから、4月1日以降に在学契約が解消された場合でも、いまだ授業料等に対応する反対給付の履行をしていない大学は、原則として、入学辞退者に対し、授業料等を返還する義務を負うとし、入学辞退者に入学金、授業料等の入学時納付金を返還しない旨の合意は消費者契約法9条の損害賠償額の予定に当たり無効であると判示した。</p></div>

(12) 東京地判平成17年9月26日金法1755号62頁 平成16年（ワ）第15058号 不当利得返還請求事件

銀行が、振込依頼人から受取人の所在が不明であって組戻しの承諾を得ることができない事情について相当の説明を受けていながら、誤振込みの事実の有無を確認することのないまま、受取人に対する債権をもって当該振込みに係る預金債権を相殺して、自らの債権回収を敢行したような場合には、この債権回収行為は、振込依頼人に対する関係においては、法律上の原因を欠き、不当利得となるものと解するのが相当である。</p></div>

【商事法】

(13) 東京高判平成16年7月13日判タ1174号309頁 平成16年（ネ）第741号 保険金請求控訴事件（原判決変更、請求一部認容）

（入院先の病院内において、検査技師が喉に気管切開チューブを装着して人工呼吸器による呼吸管理をされていた患者に対し、心電図検査を実施するために上体を起こした位置にあったベッドを平坦にしようとしてベッドの背もたれを倒した際、患者に装着されていた気管切開チューブを逸脱させたことにより、患者が呼吸不全に陥って死亡した事故について、患者の夫<控訴人>が保険会社<被控訴人>に対し、積立家族傷害保険契約に基づき死亡保険金の支払いを求めた事案）

疾病治療免責条項が定める「医療処置」は、検査、診断、投薬、治療等の医療措置そのものを指し、医療処置を行うための準備行為、あるいは医療処置の際に行われたがそれ自体を医療処置とはいえない行為は含まない趣旨と解すべきであるから、本件で、検査技師が心電図検査を実施するために患者のベッドの背もたれを倒した行為は、検査の準備行為としておこなわれたものに過ぎず、検査とはいえないから、疾病治療免責条項が定める「医療処置」に当たらず、控訴人の被控訴人に対する保険金請求は認容されるべきである。</p></div>

(14) 東京地判平成16年9月16日判時1906号164頁 平成15年（ワ）10483号（第1事件）・10484号（第2事件）・10493号（第3事件） 株主権確認請求事件 棄却 控訴

貸金業者であるXが、金融仲介業を営むAの仲介によりBと称する者から盗難株券を買受、これら株券の所有者らに対して、本件各株券をXが善意取得したことを理由に、本件各株券がXの所有に属することの確認を求めたケース。

本判決は、本件取引は相手方Bが初対面の人物でありしかも取引を急いでおり、売買価格も時価から大幅な減額をしたもので、Bに取って不利な取引を甘受していることが明らかであり、そのような異常な取引において、金融業者であるXとしては、過去に盗難株券を扱った経験もあることからすると、Bの身元の確認をするほか、株券の名義人とBの関係、株券の真の所有者が誰か、何故取引を急ぐのか、さらには資金調達の原因についても確認し、本件各株券の権利関係について一応納得できる説明を受けた上で取引を行うべきであったとして、Xの調査確認義務懈怠の程度に照らして、Xに重大な過失があり善意取得は認められないと判示した。</p></div>

【知的財産】

(15) 最二判平成17年6月17日 判タ1183号208頁（平成16年（受）第997号 特許権侵害差止請求事件） 上告棄却

→法務速報50号23番で紹介済。

(16) 最二判平成17年7月11日判時1907号125頁 平成15年（行ヒ）第353号、審決取消請求事件

→法務速報51番25号で紹介済。

(17) 最一判平成17年7月14日判時1907号129頁 平成16年(行ヒ)第4号, 審決取消請求事件

→法務速報51番26号で紹介済。

(18) 東京地判平成16年8月31日 判タ1183号320頁(平成15年(ワ)第18830号 特許権侵害差止請求権不存在確認等請求事件) 請求棄却・確定

Aが製造販売する製品(ソフトウェア)をインストールしたパソコンを販売していた者(S社)に対し、その製品の特許権者であるBが警告書を送付し、販売差止仮処分を申し立てた行為が不正競争防止法2条1項14号所定の営業詐誘行為に該当するとして、AがBに対し差止め及び損害賠償を請求した事案において、本件製品をインストールしたパソコンは本件特許権を侵害しないから、BがS社に対して送付した警告書及び仮処分申立ての内容は結果的には虚偽であるが、S社は本件製品をインストールしたパソコンを販売していた者であり、仮処分申立ての相手方になり得る立場の者で、BがS社と交渉しようとする文書のやりとりをしていること、Aに対しても警告書の送付や仮処分申立てをしていること、法的手続きを執らざるを得なかったのは、S社が製品の販売を中止せず、交渉を拒絶したためと考えられること、通知の形式及び内容が社会的相当性を欠くとはいえないこと等の事情に照らし、Bの告知行為は権利行使の範囲を逸脱するものとはいえないとして、違法性が阻却され、請求棄却とされた。</p>

(19) 大阪地判平成17年12月1日 裁判所HP 平成17(ワ)3126 商標権 損害賠償請求事件

商標法38条2項にいう侵害者が侵害行為により受けた利益の額の算定において控除対象となる費用は、侵害品の販売のために追加的に必要となったと認められる販売費又は一般管理費に属するものも含まれるものと解するのが相当である。インターネットオークションによる販売を行うためには、その出品、発送等の作業を行うために相応の従業員や運賃、通信費、コンピュータ設備等が必要になると考えられ、パチンコ店等への偽ブランド品の販売についても、取引量が大幅に拡大したための人件費や運賃等を要したであろうと考えられるので、仕入費用を除いて被告らにおいて偽ブランド品の販売のために追加的に要した費用として売上額の4%と認め、粗利益額1億0677万5819円から、控除費用額3963万6857円を控除した、6713万8962円の損害を認定した。</p>

【民事手続】

(20) 最二決平成16年7月13日金法1755号53頁 平成16年(行フ)第4号 訴訟救助決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件

→法務速報49号24番, 51号31番で紹介済み</p>

(21) 最二決平成17年7月22日判時1904号33頁 平成17年(行フ)4号, 文書提出命令に対する許可抗告事件)

→法務速報52号23番で紹介済。

(22) 最二決平成17年11月18日 最高HP平成17年(ク)第626号 過料不処罰決定に対する特別抗告事件(却下)

民事訴訟事件において一方の当事者が宣誓の上虚偽の陳述をしたとして、他方当事者が民訴法209条1項の規定により陳述者を過料に処する旨の裁判を求める申立てをした事案において、民訴法209条1項に規定する過料の裁判は、裁判所が職権によって行うものであり、訴訟の当事者はその裁判を求める申立権を有しないから、決定に対し不服を申し立てることは許されないとして、抗告を却下した事例。</p>

(23) 最一判平成17年11月24日 最高HP平成15年(受)第278号 配当異議事件(破棄自判)

根抵当権の実行としての競売の申立書に被担保債権及び請求債権の表示としてされた「金8億円 但し、債権者が債務者に対して有する下記債権のうち、下記記載の順序にしたがい上記金額に満つるまで。」との記載が被担保債権の一部について担保権の実行をする趣旨の記載ではないとされた事例

(理由)

競売申立人は、本件申立書により、本件土地に対して本件根抵当権の実行としての競売を申し立て、被担保債権の表示として本件手形貸付債権を記載しているところ、本件申立書添付の登記簿謄本には、本件根抵当権者らの順位1番の各根抵当権が記載されており、また、本件土地は、競売により25億4385万1124円で売却された価値を有するものである。そして、本件申立書には、上告人が被担保債権の一部について本件根抵当権の実行をする旨の明示の記載はないから、上記の記載は、被担保債権である本件手形貸付債権のうち8億円の範囲に限って本件根抵当権の実行を申し立てる趣旨のものとは解し難く、本件手形貸付債権の全部について本件根抵当権を実行し、本件手形貸付債権の全部を配当額の計算の基礎とした上で、本件手形貸付債権のうち「下記記載の順序にしたがい」8億円に満つるまでの配当を請求すること、換言すると、8億円までの範囲で配当を請求することを示す趣旨のものとは解するのが相当である。</p>

(24) 最二決平成17年12月9日 最高HP平成17年(許)第18号 間接強制決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

不作為を目的とする債務の強制執行として間接強制決定をするには、債権者において、債務者がその不作為義務に違反するおそれがあることを立証すれば足り、債務者が現にその不作為義務に違反していることを立証する必要はない

(理由)

間接強制は、債務者が債務の履行をしない場合には一定額の金銭を支払うべき旨をあらかじめ命ずる間接強制決定をすることで、債務者に対し、債務の履行を心理的に強制し、将来の債務の履行を確保しようとするものであるから、

現に義務違反が生じていなければ間接強制決定をすることができないというのでは、十分にその目的を達することはできない。取り分け、不作為請求権は、その性質上、いったん債務不履行があった後にこれを実現することは不可能であるから、一度は義務違反を甘受した上でなければ間接強制決定を求めることができないとすれば、債権者の有する不作為請求権の実効性を著しく損なう。間接強制決定の発令後、前記金銭を取り立てるためには、執行文の付与を受ける必要があり、そのためには、間接強制決定に係る義務違反があったとの事実を立証することが求められるのであるから（民事執行法27条1項、33条1項）、間接強制決定の段階で当該義務違反の事実の立証を求めなくとも、債務者の保護に欠けることはない。

もっとも、債務者が不作為義務に違反するおそれがない場合にまで間接強制決定をする必要性は認められないのであるから、この義務違反のおそれの立証は必要であると解すべきであるが、この要件は、高度のがい然性や急迫性に裏付けられたものである必要はない。</p>

(25) 札幌高決平成16年9月28日金法1757号42頁 平成16年（ラ）第110号 各担保権消滅の許可決定に対する抗告事件

民事再生法が定める担保権消滅の制度は担保権者に対して担保の目的財産の価額に相当する満足を与えることにより、再生手続開始当時当該財産の上に存するすべての担保権を消滅させ、再生債務者の事業の継続に欠くことのできない財産の確保を図るものであり、その限度で担保権者に犠牲を強いものであるが、それを超えて担保権者に著しい不利益を及ぼすことは、民事再生法が予定しないところであり、再生債務者と担保権者との衡平の観点からも権利の濫用として許されないと解されるところ、担保権者が担保不動産を一体として担保価値を把握していることが明らかである場合に、当該担保不動産の一部分だけ担保権消滅の許可を求める申立は、これが許可されれば、残地部分の担保価値は大きく減少し、担保権者が著しい不利益を被ることとなるから、権利の濫用として許されない。</p>

(26) 大阪高判平成17年2月25日金法1757号35頁 平成16年（ネ）第1934号 配当異議控訴事件

一人の債権者が複数の根抵当権による物上代位に基づく差押えを行い、その被差押債権について他に競合する債権差押えがないため、取立が行われた場合、法定の順位にしたがって取立（弁済）がなされたものと解するのが相当であり、差押債権者が、民事執行法85条5項前段に準じた差押債権者の自己決定により、いずれの根抵当権の被担保債権者を優先させるか決定しうると解することはできない。</p>

(27) 東京高判平成17年4月28日判時1906号54頁 平成16年（ネ）2151号 取立債権請求控訴事件 取消 上告

D社のMMFの受益証券の購入者Aを債務者、販売会社Yを第三債務者、MMFの受益証券に係る解約返戻金債権を差押債権として差押命令を得た債権者Xが、差押命令による取立権に基づくものとして、MMFの解約の実行請求をした上、解約返戻金の支払いを求めたケース。

本判決は、控訴人は本件募販契約に基づき解約返戻金の支払等の事務を行うべき義務を負っているが、その義務はD社に対するものであって受益者に対するものではなく、本件投資信託に係る信託契約の当事者でもない控訴人が、受益者に対し同契約の解約に伴う解約返戻金の支払義務を負うものではないとし、AはYに対して解約返戻金支払請求権を有するものではないから、Xが差押債権者として受益証券に係る解約返戻金請求権を取得することはできず、差押えの権能として、D社に対して解約の意思表示をすることもYに対して解約の実行請求をすることもできないと判断した。</p>

(28) 東京高決平成17年9月7日 金法1755号56頁 平成17年（ラ）第1060号 債権仮差押命令申立却下決定に対する抗告事件

第三債務者である各金融機関の4ないし37の本店及び支店を列挙しこれに順序を付して仮差押債権を表示する限定的支店順位方式による仮差押命令申立は、その仮差押債権の表示を合理的に解釈したとしても、第三債務者である各金融機関に過度の負担を負わせるものであって、各金融機関において格別の負担を伴わずに調査することによって当該債権を他の債権と誤認混同することなく認識することが著しく困難というべきであるから、民事保全規則19条1項及び2項1号所定の仮差押債権の種類及び額その他の債権を特定するに足りる事項が明らかにされていないものといわざるを得ない。</p>

(29) 東京地判平成17年11月30日 裁判所HP 平成16(ワ)19763 特許権移転登録抹消登録手続請求事件

原告から被告に対する本権の移転登録がされ、その後、被告から再度、原告に対する移転登録がされている状況において、原告が、本件各特許権が被告に移転した事実はないとして、被告に対する移転登録の抹消登録手続を求めたが、原告が求めている妨害排除請求類似的移転登録の抹消登録手続請求は、権利行使の妨げとなるものを排除する必要がある場合に認められるものであるから、真実とは異なる権利変動を示す登録が過去にされていたとしても、現在の登録名義が現在の権利関係に一致している場合には、特段の事情がない限り、過去の登録を抹消することを求める法律上の利益がないというべきである、として本件訴えを却下した。</p>

【刑事法】

(30) 最二判平成16年10月13日判タ1174号258頁 平成12年（あ）第425号 殺人、窃盗被告事件（上告棄却）

本件は、強姦致傷罪等を犯して服役した被告人が、その被害者に報復するた

め、出所後程なくして、その住居を探し出し、待ち伏せした上、包丁で胸部や腹部を数回突き刺して殺害し、そのハンドバッグを窃取したという殺人、窃盗の事案であり、被告人が、過去にも、知り合った少女を殺害した殺人事件により懲役10年に処せられた前科を有していることに照らすと、無期懲役の第一審判決を破棄して被告人を死刑に処した原判決はやむを得ないものである。</p>

(31) 最一決平成17年7月19日判時1905号144頁 平成17年(あ)第202号 覚せい剤取締法違反被告事件(上告棄却)

怪我を負って救急患者として搬送されてきた被告人を治療する目的で、被告人本人の承諾を得ずにその尿を採取して薬物検査をした医師の通報を受けて警察官が当該尿を押し出し、その鑑定書等の証拠能力が争われた事案において、?医師による尿の採取及び薬物検査は医療上の必要があったと認められるから医療行為として違法があるとはいえない、?当該医師の通報は正当行為として許容され、医師の守秘義務に違反しない等として、上記患者の尿につき、その入手過程に違法はなく、鑑定書等の証拠能力を認めた原判決を是認した事例。</p>

(32) 最一決平成17年8月1日判時1907号156頁 平成16年(あ)第2723号、貸金業の規制等に関する法律違反、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件

→法務速報52号30番で紹介済。

(33) 最一決平成17年8月30日判時1907号159頁 平成16年(あ)第2716号、住居侵入、強盗致死、強盗傷人、強盗被告事件

→法務速報53号32番で紹介済。

(34) 最二決平成17年11月21日 最高HP平成16年(あ)第1478号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件(棄却)

各被告人会社が、各社の従業者らを通じ、防衛庁調達実施本部の実施する石油製品の指名競争入札に参加するに際し、長年の慣行に従って、前年度の油種ごとの受注実績を勘案して受注予定会社を決定した上、同社が受注できるような価格で入札を行うように受注調整をしたという事案において、防衛庁調達実施本部から商議の際に提示された最低価格で落札されるなど同本部が実施する指名競争入札の運用が形がいは化していたとしても、平成14年法律第47号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律89条1項1号、3条違反の罪が成立するとされた事例

(理由)

調達実施本部から提示された最低商議価格を基に落札され、指名競争入札制度が形がいは化していたとしても、調達実施本部において、指示、要請し、あるいは主導したものではなく、入札における自由競争が妨げられていたというわけではないから、被告人会社等の受注調整が本件指名競争入札における競争を実質的に制限したものであることは明らかである。</p>

(35) 最二決平成17年11月25日 最高HP平成16年(あ)第2571号 ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件(棄却)

ストーカー行為等の規制等に関する法律2条2項の「ストーカー行為」とは、同条1項1号から8号までに掲げる「つきまとい等」のうち、いずれかの行為をすることを反復する行為をいい、特定の行為あるいは特定の号に掲げられた行為を反復する場合に限るものではない。</p>

(36) 最二決平成17年11月25日 最高HP平成17年(し)第380号 裁判官がした証拠保全における押収の裁判に対する準抗告の決定に対する特別抗告事件(棄却)

捜査機関が収集し保管している証拠については、特段の事情が存しない限り、刑法179条の証拠保全手続の対象にならないものと解すべきである。</p>

(37) 最三決平成17年11月29日 最高HP平成16年(あ)第2172号 逮捕監禁、営利略取、殺人、死体遺棄被告事件(棄却)

殺人、死体遺棄の公訴事実について、被告人が第1審公判の終盤において従前の供述を翻し全面的に否認する主張、供述をするようになったのに、弁護人が被告人の従前の供述を前提に有罪を基調とする最終弁論をし、裁判所がそのまま審理を終結した第1審の訴訟手続に、法令違反はないとされた事例

(理由)

弁護人は、被告人が捜査段階から被害者の頸部に巻かれたロープの一端を引っ張った旨を具体的に、詳細に述べ、第1審公判の終盤に至るまでその供述を維持していたことなどの証拠関係、審理経過を踏まえた上で、その中で被告人に最大限有利な認定がなされることを企図した主張をしたものとみることができる。また、弁護人は、被告人が供述を翻した後の第7回公判期日の供述も信用性の高い部分を含むものであって、十分検討してもらいたい旨を述べたり、被害者の死体が発見されていないという本件の証拠関係に由来する事実認定上の問題点を指摘するなどしている。なお、被告人本人も、最終意見陳述の段階では、殺人、死体遺棄の公訴事実を否認する点について明確に述べないという態度を取っている上、本件最終弁論に対する不服を述べていない。</p>

(38) 最二決平成17年12月6日 最高HP平成16年(あ)第2199号 未成年者略取被告事件

妻と離婚係争中の夫が、妻の監護養育下にある2歳の子を連れ去ろうと企て、保育園から妻の母親に連れられて帰宅しようとしていた子を、保育園前の路において抱きかかえて、同所付近に駐車中の普通乗用自動車に同乗させた上、同車を発進させて連れ去り、自分の支配下に置いた行為につき、未成年者略取罪

が成立するとされた事例。

(理由)

被告人が上記の行動に出ることにつき、子の監護養育上それが現に必要とされるような特段の事情は認められないから、その行為は、親権者によるものであるとしても、正当なものといえることはできない。また、本件の行為態様が粗暴で強引なものであること、Gが自分の生活環境についての判断・選択の能力が備わっていない2歳の幼児であること、その年齢上、常時監護養育が必要とされるのに、略取後の監護養育について確たる見通しがあったとも認め難いことなどに徴すると、家族間における行為として社会通念上許容され得る枠内にとどまるものと評することもできない。</p>

(39) 大阪高判平成16年10月5日判タ1174号315頁 平成16年(う)第257号 傷害被告事件(原判決破棄、無罪)

酔った男性の被害者からの急迫不正の侵害(両手で握っていた自転車のハンドルを被告人に向けて持ち上げる姿勢を示したこと)に対し、女性である被告人が、被害者に対し、手で胸か肩の辺りを数回突くという暴行は、その行為が原因となって被害者に左眼球破裂という傷害を負わせたとしても、それが、たまたま身体の安定性を失った被害者が、前に倒れかかり、なんらかの拍子で自転車を跨ぐように身体を回転させて転倒した際、被害者が握っていた自転車のハンドルで左眼を突くことによって生じた可能性を否定できないから、被告人の行為は、被告人が被害者からの急迫不正の侵害に対し、自己の身体を防衛するためやむを得ずにした行為である疑いが残る。</p>

(40) 横浜地判平成16年5月25日 判タ183号341頁(平成14年(わ)第2199号、平成14年(わ)第2761号 現住建造物等放火、住居侵入未遂、住居侵入、窃盗被告事件)有罪・確定

被告人が義叔母への不満等から、義叔母と同居する二世帯住宅に放火して建物を全焼させた現住建造物等放火及び3件の住居侵入窃盗、金品窃取目的の住居侵入未遂の事案において、被告人について精神鑑定が実施され、その結果、責任能力について「犯行時、判断能力及び行動制御能力を著しく低下させる幻覚、妄想」等が存在した可能性は非常に低いと診断されたが、訴訟能力に疑問を呈するような記載も付記されていたため、弁護士は被告人の責任能力、訴訟能力いずれにも問題がある旨主張したが、裁判所はいずれの主張も採用せず、被告人に実刑判決を下した。</p>

(41) 横浜地判平成16年5月28日 判タ1183号341頁(平成16年(む)第302号 上訴権回復請求事件)申立棄却・確定

横浜地判平成16年5月25日上記(40)判決について、被告人が即日上訴権を放棄し、検察官の上訴権放棄により判決が確定したが、その後、被告人が上訴権回復請求書と控訴の申立書を提出したため、これに対し裁判所は、上訴放棄の経緯、その後の申立の理由、その間の心境の変化などについて被告人に面接をして詳しく事情を聞くと共に、拘留所の担当者にもその間の経緯、被告人とのやりとり等について照会し、これらの結果をも併せて検討したうえでその申立を排斥した。</p>

【公法】

(42) 最三判平成17年1月25日 判タ1174号147頁 平成16年(行ヒ)第141号 所得税更正処分等取消請求事件(棄却)

→法務速報46号43番(最高裁HP)で紹介済。

(43) 最三判平成17年6月14日判時1905号60頁 平成13年(行ヒ)第263号 県営渡船情報非公開処分取消請求事件(一部破棄自判、一部上告棄却)

→法務速報50号40番で紹介済。

(44) 最三判平成17年7月19日判時1906号46頁 平成17年(行ツ)73号 選挙無効請求事件 破棄自判

→法務速報51号71番で紹介済。

(45) 最一判平成17年12月01日 最高HP 平成14年(才)第1615号、平成14年

(受)第1654号 損害賠償請求事件(棄却)

出版社が高等学校公民科現代社会の教科書を刊行するに当たり、教科用図書検定規則(平成6年文部省令第3号による改正前のもの。)に基づき、文部大臣に対して本件教科書の原稿本を申請図書として教科書の検定の申請をしたところ、文部大臣が共同執筆者の1人の執筆部分について検定意見を通知したことについて、同執筆者が、本件検定規則及び本件検定規則3条に基づき定められた旧高等学校教科用図書検定基準(平成5年文部省告示第134号による改正前のもの。以下「本件検定基準」という。)に基づく教科書の検定制度(以下「本件検定制度」という。)自体の違憲、本件申請図書に係る検定手続上の違法及び上記検定意見の内容上の違法等を主張して、国家賠償法1条1項に基づき、国に対し、慰謝料の支払を求める訴訟において、

1 学校教育法21条1項、51条、教科用図書検定規則、旧高等学校教科用図書検定基準(平成元年文部省告示第44号)に基づく高等学校用の教科用図書の検定は憲法13条、21条、23条、26条に違反しない。

(理由・憲法26条、13条に関して)

普通教育の場においては、児童、生徒の側には授業の内容を批判する十分な能力は備わっていないこと、学校、教師を選択する余地も乏しく教育の機会均等を図る必要があることなどから、教育内容が正確かつ中立・公正で、全国的に一定の水準であることが要請されるのであって、このことは、程度の差はあるが、基本的には高等学校においても小学校、中学校のと異なる。このような児童、生徒に対する教育の内容は、その心身の発達段階に応じたものでな

なければならない。そして、本件検定基準に基づいて行われる検定の審査が、上記各要請を実現するために行われるものであることは、その内容から明らかであり、その基準も、上記目的のため必要かつ合理的な範囲を超えているということではできず、子供が自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような内容を含むものではない。また、本件検定制度による検定を経た教科書を使用することが、教師の授業等における裁量を奪うものでもない。

2 学校教育法21条1項、51条、教科用図書検定規則、旧高等学校教科用図書検定基準（平成元年文部省告示第44号）に基づく高等学校用の教科用図書の検定における文部大臣の裁量的判断には国家賠償法上の違法はないとされた事例。

（理由）
文部大臣が行う可否の判定や、申請者に通知する検定意見の内容等の審査、判断は、申請図書について、内容が学問的に正確であるか、中立・公正であるか、教科の目標等を達成する上で適切であるか、児童、生徒の心身の発達段階に適切しているかなどの様々な観点から多角的に行われるもので、学術的、教育的な専門技術的判断であるから、事柄の性質上、文部大臣の合理的な裁量にゆだねられるところ、上記の判定等についての検定審議会の判断の過程に、原稿の記述内容又は欠陥の指摘の根拠となるべき検定当時の学説状況、教育状況についての認識や、本件検定基準に違反するとの評価等に看過し難い過誤があつて、文部大臣の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、上記判断は、裁量権の範囲を逸脱したものと見て、国家賠償法上違法となるが、本件各検定意見には、いずれも看過し難い過誤があつたとは認められず、各検定意見に係る文部大臣の判断は、裁量権の範囲を逸脱するものではなく、国家賠償法上違法とはいえない。</p>

(46) 最大判平成17年12月7日 最高HP平成16年（行ヒ）第114号 小田急線連続立体交差事業認可処分取消、事業認可処分取消請求事件（一部論旨理由あり、一部棄却）

1 都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は事業地内に権利を有する住民に限らず同事業の認可の取消しを求める訴訟の原告適格を有する。（判例変更）

（理由）
都市計画事業の認可に関する都市計画法の規定の趣旨及び目的、これらの規定が都市計画事業の認可の制度を通して保護しようとしている利益の内容及び性質等を考慮すれば、同法は、これらの規定を通じて、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るなどの公益的見地から都市計画施設の整備に関する事業を規制するとともに、騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けまいという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含む。

2 鉄道の連続立体交差化を内容とする都市計画事業認可の取消訴訟において事業地の周辺に居住する住民が原告適格を有するとされた事例

（理由）
住民らの住所地と本件鉄道事業の事業地との距離関係などに加えて、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号。平成10年東京都条例第107号による改正前のもの。）2条5号の規定する関係地域が、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある地域として定められているものであることを考慮すれば、住民らについては、本件鉄道事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認められる。

3 鉄道の連続立体交差化に当たり付属街路を設置することを内容とする都市計画事業認可の取消訴訟において事業地の周辺に居住する住民が原告適格を有しないとされた事例

（理由）
住民らは、事業地内の不動産につき権利を有する旨をいうほかには、本件各付属街路事業に係る個々の事業の認可によって、自己のどのような権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあるかについて、具体的な主張をしていない。そして、本件各付属街路事業に係る付属街路が、小田急小田原線の連続立体交差化に当たり、環境に配慮して日照への影響を軽減することを主たる目的として設置されるものであることに加え、これらの付属街路の規模等に照らせば、本件各付属街路事業の事業地内の不動産につき権利を有しない住民らについて、本件各付属街路事業が実施されることにより健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれがあると認めることはできない。</p>

(47) 広島高判平成17年1月19日 高裁HP、判時1903号23頁 平成11年（ネ）第206号 損害賠償請求控訴事件（請求棄却の原判決変更、一部認容）

1 第2次世界大戦中に国民徴用令により朝鮮半島から徴用され、広島企業で労働に従事し、被爆したことなどを理由とする、国及び企業に対する不法行為、安全配慮義務違反の債務不履行等に基づく損害賠償請求等について、日韓請求権協定の実施並びに除斥期間の経過及び消滅時効の完成により消滅したとされた事例

2 日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者には原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の適用はないとする昭和49年7月22日付け第402号厚生省公衆衛生局長通達の発出等には過失があつたとして、在韓被爆者からの損害賠償（各人に対し慰謝料120万円）請求が一部認容された事例</p>

(48) 名古屋高判平成17年10月26日 高裁HP 平成16年（行コ）第25号 損害賠償請求控訴事件（一部認容の原判決取消し、請求棄却）

1 世界デザイン博覧会の準備及び開催運営に関して、名古屋市と控訴人A1協会とは実質的にみて準委任的な関係にあり、控訴人A1協会の事務処理は委任の本旨に従うものであり、支出も適正なものだったのであるから、基本財産と入場料収入等だけでは賄いきれない費用は名古屋市において負担すべき義務があったものと認め、不足費用による赤字を回避する目的で名古屋市が控訴人A1協会から同博覧会で使用された施設及び物品を買い受けた各契約の締結において、控訴人A2に裁量権の逸脱、濫用があったものとは認められないとして、差戻しに係る部分につき、原判決を取り消して、名古屋市の住民である被控訴人らが名古屋市に代位して控訴人A2及び控訴人A1協会に求めた損害賠償金等の支払請求を棄却した事案</p>

(49) 名古屋高判平成17年10月27日 高裁HP 平成16年(行コ)第48号 申告所得税更正処分取消等請求控訴事件(控訴棄却)

1 本件航空機リース契約は民法上の組合契約に該当し、これを否定してなした課税処分を取り消した原判決を相当とした事例

2 「現代社会における合理的経済人の通常の行動として、仮に、租税負担を伴わないかあるいはそれが軽減されることなどを動機ないしは目的(又は、動機等の一部)として、何らかの契約を締結する場合には、その目的等がより達成可能な民法上の契約類型を選択し、その効果意思を持つことは、ごく自然なことであり、かつ、合理的なことである……当事者が作出した契約等の形式について、これと異なる効果意思の存在を推認することは、……当事者の意思(民法上選択された契約類型)を離れて、その動機等の主観的要素のみに着目して課税すること……になる」</p>

【社会法】

(50) 最二判平成17年6月3日判タ1183号231頁(平成14年(受)第1250号 未払賃金請求事件) 上告棄却

→法務速報50号43番で紹介済。

(51) 東京高判平成16年9月7日判時1905号68頁 平成16年(行コ)第180号 障害年金再裁定処分取消等請求控訴事件(一部取消、上告受理申立)

厚生年金保険法に基づく障害年金の支給裁定を受けていた者が、受給年金額に誤りがあり、さかのぼって減額する再裁定処分が為され、過払い分が年金から控除されたことにつき、その処分の取消を求めた事案において、?一旦された行政処分も後にそれが違法又は不当なものであることが明らかになった場合には、法律による行政の原理又は法治主義の要請に基づき、行政行為の適法性や合目的性を回復するため、法律上の根拠なくして、処分をした行政庁が自ら職権によりこれを取り消すことができる。?本来支給されない雌雄額を容認することは厚生年金保険法の趣旨に反し、不当・不公平な結果を招来し、公益に著しく反する。?原告の不利益・生活への影響にも配慮しており、信義則違反が在るとは言えない、などとして、原告に著しい不利益を与える等として処分を取り消した原審を取り消し、請求を棄却した事例。</p>

(52) 岐阜地判平成17年4月21日判時1905号52頁 平成15年(行ウ)第29号 遺族給付金等不支給処分取消請求事件(認容、控訴)

単身赴任中の夫が就労日前日に自家用車で帰省先の自宅から単身赴任先の社宅に向かう途中交通事故で死亡したことについて、遺族である妻が労働基準監督署長に対して遺族給付及び葬祭給付の請求をしたところ、労働基準監督署長が夫の死亡は「通勤」によるものではないとして不支給の処分をしたことから、妻が同不支給処分の取消を求めて提訴した事案において、男性の単身赴任者の増加という社会の実情を踏まえ、勤務前日に帰省先住居を出発して赴任先住居に到着し同所で一泊した後翌日に就業の場所に移動する一連の移動を「住居から就業場所への移動」と捉え、このような移動も労働者災害補償保険法7条2項の「通勤」に該当し、同条1項2号の通勤災害になるとされた事例。</p>

【その他】

(53) 最三判平成17年12月13日 平成17年(受)第1398号 社員総会決議無効確認等請求事件(棄却)

公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、社員総会の開催通知及び社員総会議案書に、除名対象社員の除名事由に当たる具体的な事実を記載せず、社員総会開催前に、同協会の社員に対して、社員の除名事由に当たる具体的な事実を知らせないまま行った社員総会の除名決議が無効とされた事例。

(理由)

同協会の内部規律に関しては、宗教法人や学校法人の内部規律とは異なり、協会の裁量的判断にゆだねられる余地は少なく、とりわけ、社員の除名といった法律関係を終了させる処分は、当該社員の存在が協会の目的に反し、又はその目的を阻害するといった明確な事実があったときに許容される(最高裁平成11年(受)第722号同13年4月26日第一小法廷判決・裁判集民事202号205頁参照)のであり、同協会は、正当な理由がない限り、土地家屋調査士が加入することを拒めない(平成14年法律第33号による改正前の土地家屋調査士法17条の6第4項)ことからしても、協会において、除名要件を満たさない社員の除名が許されないことは明らかであり、協会が、定款で、社員の除名事由や除名の手続を定めているのも、このような趣旨による。

そうすると、協会においては、除名の決議に当たって、除名の対象者を含む協会の社員に対して、除名事由に当たる事実を具体的に特定して示し、除名の対象者に対し、当該具体的な事実について必要かつ十分な弁明の機会を与えるとともに、議決権者である社員が当該具体的な事実に基づいて除名事由の存否を的確に判断することができるようにすべきである。</p>

(54) 最二判平成17年7月15日判時1905号49頁 平成14年(行ヒ)第207号 勤

告取消等請求事件（一部破棄自判，一部上告棄却）
→法務速報51号69番で紹介済み。

12月の成立法令一覧

</p>

・成立法令はありません</p>

12月の主な発刊書籍一覧（私法部門） ★は後記に解説あり

</p>

著者 出版社 頁数 定価
書籍名</p>

・高橋 弘他編 成文堂 298頁 2625円
広島大公開講座 現代民事法改革の動向 II . . . ★</p>

・山下友信編著 商事法務 281頁 4200円
逐条 D&O保険契約</p>

・吉田 豊 中央大学出版部 688頁 7875円
日本比較法研究所研究叢書 69 手付の研究</p>

・梶村太市・石田賢一・石井久美子編 青林書院 1080頁 8400円
家事審判・調停書式体系</p>

・別冊商事法務編集部編 商事法務 478頁 4095円
別冊商事法務 No. 289 企業買収をめぐる諸相とニッポン放送事件鑑定意見</p>

・証券取引法研究会編 商事法務 236頁 3570円
別冊商事法務 No. 290 平成16年の証券取引法等の改正</p>

・澤田壽夫・柏木 昇・森下哲朗編著 商事法務 318頁 4725円
国際的な企業戦力とジョイント・ベンチャー</p>

・江頭憲治郎・三苫 裕編 商事法務 287頁 2625円
上級商法 M&A編〔第2版〕</p>

・神田秀樹・大森貞和編 商事法務 293頁 2625円
上級商法 ファイナンス編〔第2版〕</p>

・江頭憲治郎・武井一浩編 商事法務 275頁 2625円
上級商法 閉鎖会社編〔第2版〕</p>

・大森 健・荒井邦彦 税務経理協会 216頁 1890円
ベンチャー企業のための使える会社法</p>

・三木浩一・山本一彦編 有斐閣 300頁 4725円
ロースクール倒産法</p>

12月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門） ★は後記に解説あり

</p>

著者 出版社 頁数 定価
書籍名</p>

・藤田宙靖 有斐閣 390頁 4200円
行政組織法</p>

・柳屋孝安 信山社 464頁 10500円
現代労働法と労働者概念</p>

・飯塚卓也編著 商事法務 200頁 3045円
別冊NBL No. 105 徹底解析 職務発明</p>

・村上雅博・山田建男 商事法務 200頁 3360円
独占禁止法と差止・損害賠償〔第2版〕</p>

・日本労働法学会編 法律文化社 536頁 4935円
日本労働法学会誌 106号 雇用契約／ジェンダーと労働法／ホワイトカラー労働</p>

・小林 徹 商事法務 536頁 4935円
司法制度改革 7 裁判外紛争解決促進法</p>

・近藤昌明・小林久起 商事法務 524頁 4935円
司法制度改革 8 民事訴訟法／仲裁法</p>

・日本租税理論学会編 法律文化社 200頁 4305円
租税理論研究叢書 15 資本所得課税の総合的研究</p>

・高井康行・番 敦子編著 三省堂 216頁 2520円
犯罪被害者保護法制解説</p>

・堀部政男・長谷部恭男編 有斐閣 260頁 2730円
メディア判例百選</p>

・勝又義直 名古屋大学出版会 304頁 6300円
DNA鑑定 - その能力と限界 - . . . ★</p>

発刊書籍<解説>

・広島大公開講座 現代民事法改革の動向？
広島大学で開催された公開講座の編集書。近年の民事法分野（一部労働法？
雇用契約に纏わる？関係や裁判制度に関わる章あり）の法改正動向やトピック
的な争点における法改正への動き等を13項目に章立てして詳細に解説している。
取り上げられた論点が大変タイムリーなものばかりであり、民事法争点の時事
書としても活用出来る。担保法改正や動産債権譲渡特例法
の問題などは大学・資格等で法律を学ぶ方にも有用である。</p>

・DNA鑑定 - その能力と限界 -
近年、我が国においてもその証拠能力として認知され始めたDNA鑑定に関す
る解説書。刑事犯罪における個人識別と親子鑑定について詳細に解説されてい
る。巻頭はDNA鑑定に関する基礎的知識の記述となっているが、化学的専門知
識がないとかなり難解である。法律書として読する場合、この点についての記
載は一般知識に留めて個人識別と親子鑑定の章を読むことを推奨したい。個人
識別に関して、サンプルの信頼性についての記載や我が国と米国のDNAデー
タベースの活用の相違などについて一読の価値がある。

</p>

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。

</p>